

北海道子どもの未来づくり審議会社会的養育推進計画検討部会 の設置について

1 部会設置の趣旨

平成28年の児童福祉法改正により、家庭養育優先の理念が規定され、その理念を具体化した「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられた。この法改正等を受け、都道府県において、新たに「社会的養育推進計画」を策定することとなったが、計画に盛り込む事項が専門的で多岐に渡ることから、専門家や有識者等から意見を聞く必要がある。このため、都道府県社会的養育推進計画の検討に係る必要な事項の調査・審議を行うことを目的として、北海道子どもの未来づくり審議会に新たに「社会的養育推進計画検討部会」を設置した。

2 委員の構成

(1) 人数

10名以内

(2) 構成

児童福祉施設の代表者（2名）、事業主の代表者（3名）、学識経験者（2名）、児童福祉関係者（1名）

(3) 任期

2年以内

3 役割

北海道の社会的養育推進計画の検討に係る必要な事項の調査・審議

4 スケジュール

平成30年11月5日	・社会的養育推進計画検討部会の設置
11月7日	・特別委員候補者への推薦依頼
11月中旬	・特別委員候補者への就任依頼
11月下旬	・特別委員任命（部会委員指名）
12月中旬	・第1回会議開催

